

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

目次	ページ
規 則	
○北海道税条例施行規則の一部を改正する規則…………… (税務課)	41
○特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (税務課)	41
○北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則…………… (総合政策部総務課)	42
○北海道立都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (都市環境課)	43
告 示	
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定… (循環型社会推進課)	43
○土地改良区の役員の退任の届出…………… (農業施設管理課)	44
○土地改良区の定款の変更の認可…………… (農業施設管理課)	44
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定…………… (治山課)	44
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定…………… (治山課)	44
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…………… (治山課)	44
○道路の区域の変更及び供用の開始…………… (道路課)	45
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告 (2件) ……………	45
○特定調達契約に係る落札者等の公示 (2件) ……………	48
道公安委員会規則	
○北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則……………	49
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る入札の公告 (2件) ……………	49

規 則

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年7月16日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第65号

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則

北海道税条例施行規則 (昭和29年北海道規則第98号) の一部を次のように改正する。

第39条の3を削る。

第39条の3の2中「第53条第41項」を「第53条第36項」に改め、同条を第39条の3とする。

第49条の7第1項第22号中「財団法人スウェーデン交流センター (」を「一般財団法人スウェーデン交流センター (」に改める。

第58条の7第4項第1号中「財団法人北海道肢体不自由児者福祉連合協会」を「公益財団法人北海道肢体不自由児者福祉連合協会」に改める。

第84条中「第748条各項」を「第748条」に改める。

第87条第3項中「第750条第3項」を「第750条第2項」に改める。

別記第6号様式中「、第39条の3の2」を削る。

別記第51号様式の4末尾欄外注意1(3)の事項中「又は評価された」を「評価され、又は保険契約が締結された」に改め、同事項に次のように加える。

ウ 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類

別記第54号様式 (裏) 添付書類の表3の項3の事項中「又は評価された」を「評価され、又は保険契約が締結された」に改め、同事項に次のように加える。

(3) 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類

附 則

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第49条の7第1項第22号、第58条の7第4項第1号、別記第51号様式の4及び別記第54号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際現にこの規則による改正前の北海道税条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道税条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年7月16日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第66号

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則 (昭和60年北海道規則第28号) の一部を次のように改正する。

第2条中「、第25条及び第26条」を「及び第24条」に改める。

第7条第1項中「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける設備」を「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域のうち当該過疎地域に係る市町村の廃置分合又は境界変更に伴い同法第33条第1項の規定に基づいて新たに当該過疎地域に該当することとなった地区以外の区域内において租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第1項の表の第1号の第2欄又は第45条第1項の表の第1号の第2欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第1項の表の第1号の第3欄又は第45条第1項の表の第1号の第3欄の規定の適用を受けるもの」に改める。

第8条第1項を次のように改める。

条例第12条の規則で定める設備は、租税特別措置法第12条第3項の表の第2号又は第45条第2項の表の第2号の規定の適用を受ける設備（条例第12条各号に掲げる事業の用に供する一の生産等設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。）であって、取得価額の合計額が次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める金額のもの（離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号）第2条第1号イに規定する期間内に新設され、又は増設されるものに限る。以下「離島振興対策実施地域特別償却設備」という。）に限る。）とする。

(1) 条例第12条第1号又は第2号に掲げる事業 500万円（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第12項に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円超1億円以下である法人にあっては1,000万円とし、資本金の額等が1億円超である法人にあっては2,000万円とする。）以上のもの

(2) 条例第12条第3号から第6号までに掲げる事業 500万円以上のもの

第8条第2項中「離島振興対策実施地域対象設備のうち前項各号に掲げる設備」を「離島振興対策実施地域特別償却設備」に改め、同条第3項中「離島振興対策実施地域対象設備のうち第1項各号に掲げる設備」を「離島振興対策実施地域特別償却設備」に改め、「（旅館業の用に供するものを除く。）」を削る。

第9条第1項第1号中「所得税法施行令」の次に「（昭和40年政令第96号）」を、「法人税法施行令」の次に「（昭和40年政令第97号）」を加える。

第10条の見出し中「第19条、第20条又は第21条」を「第19条から第21条まで」に改め、同条第1項を次のように改める。

条例第19条の規則で定める設備は、租税特別措置法第12条第3項の表の第1号又は第45条第2項の表の第1号の規定の適用を受ける設備（条例第19条に規定する事業の用に供するものに限る。）であって、取得価額の合計額が500万円（資本金の額等が1,000万円超5,000万円以下である法人にあっては1,000万円とし、資本金の額等が5,000万円超である法人にあっては2,000万円とする。）以上のもの（半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成7年自治省令第16号）第1条第1号

に規定する期間内に新設され、又は増設されるものに限る。以下「半島振興対策実施地域特別償却設備」という。）とする。

第11条を削る。

第12条の見出し中「第25条、第26条又は第27条」を「第23条から第25条まで」に改め、同条第1項中「第25条」を「第23条」に改め、同条第2項中「第26条」を「第24条」に改め、同条第3項中「第27条」を「第25条」に改め、同条を第11条とする。

別記第1号様式その1付表の末尾欄外注4の事項中「第25条」を「第23条」に改め、同様式その3末尾欄外注1(3)及び(6)の事項中「又は振興拠点重点整備地区」を削り、同注2の事項を削り、同注3の事項中「又は振興拠点重点整備地区」を削り、同事項を同注2の事項とし、同注中4の事項を3の事項とし、5の事項を4の事項とし、同様式その4末尾欄外注1(3)及び(6)の事項中「又は振興拠点重点整備地区」を削り、同注2の事項を削り、同注3の事項中「又は振興拠点重点整備地区」を削り、同事項を同注2の事項とし、同注中4の事項を3の事項とし、5の事項を4の事項とする。

別記第2号様式その2末尾欄外摘要1の事項、同様式その3末尾欄外摘要1の事項及び同様式その4末尾欄外摘要1の事項中「又は振興拠点重点整備地区」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第7条、第8条及び第10条の規定は、平成25年4月1日以後に新設され、又は増設された設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

3 平成25年4月1日以後に改正後の規則第7条に規定する過疎地域特別償却設備、改正後の規則第8条に規定する離島振興対策実施地域特別償却設備又は改正後の規則第10条に規定する半島振興対策実施地域特別償却設備を新設し、又は増設した者について、特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則第4条の規定による申請の期限がこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して2月を経過する日の前日までに到来する場合にあっては、当該申請の期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して2月を経過する日とする。

4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を

定める規則をここに公布する。

平成25年7月16日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第67号

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例別表第1の2の項の規則で定める場合を定める規則（平成18年北海道規則第19号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第4号。以下「特例条例」という。）に基づき、特例条例の定めるところにより市町村が処理することとされる事務の範囲について定めるものとする。

（市町村が処理する事務の範囲から除外される場合）

第2条 特例条例別表第1の2の項の規則で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 一般旅券の発給を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）が、その配偶者又は2親等内の親族が疾病、事故、天災等により死亡した場合又はその傷病の程度が重篤な場合において、緊急に渡航する必要があると認められるとき。
- (2) 申請者が、業務上の理由により早急に渡航する必要がある場合において、その者が記録されている住民基本台帳を備える特例条例別表第1の2の項の右欄に掲げる市町村（以下この条において単に「市町村」という。）において一般旅券の発給を申請するとすれば渡航予定日前に当該旅券の交付を受けることが困難であると認められるとき。
- (3) 申請者が、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の区域以外の区域に所在する居所に一定期間滞在する必要があるため、当該市町村において一般旅券の発給を申請することが困難であると認められる場合
- (4) 前3号に定める場合のほか、申請者が、やむを得ない理由によりその者が記録されている住民基本台帳を備える市町村において一般旅券の発給を申請することが困難であると認められる場合

（市町村が処理する事務の範囲）

第3条 特例条例別表第1の4の項(8)に規定する北海道空港条例（昭和36年北海道条例第41号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるものは、北海道空港条例施行規則（昭和50年北海道規則第12号。以下この条において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 規則第2条第1項ただし書の規定による空港の運用時間の変更
- (2) 規則第2条第2項の規定による離着陸設備の運用時間外の使用の許可
- (3) 規則第9条第3項の規定による空港使用料の納付の特例承認の申請の受理

- (4) 規則第11条第2項の規定による空港使用料の減免の申請の受理
- (5) 規則第12条の規定による空港への入場の制限
- (6) 規則第13条第1項第2号の規定による立入制限区域内への立入りの許可
- (7) 規則第14条第1項ただし書の規定による車両の使用又は取扱いの許可
- (8) 規則第16条第1項第5号の規定による爆発物又は危険を伴う可燃物の携帯又は運搬の許可
- (9) 規則第16条第1項第6号の規定による裸火の使用の許可
- (10) 規則第16条の2の規定による行為の制止及び退去又は原状回復その他必要な措置の命令
- (11) 規則第18条の規定による空港設備の使用状況に係る検査及び空港設備の使用者に対する報告の徴収（特例条例別表第1の4の項(1)から(3)までに掲げる事務並びに第1号、第2号及び第5号から前号までに掲げる事務に係るものに限る。）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正）
- 2 北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年北海道規則第93号）の一部を次のように改正する。
第2条の表7の項を削る。

北海道立都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成25年7月16日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第68号

北海道立都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

北海道立都市公園条例の一部を改正する条例（平成25年北海道条例第25号）の施行期日は、平成25年7月28日とする。

告

示

北海道告示第478号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域として指定する。

平成25年7月16日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定番号 第273号
- 2 指定の区域 天塩郡豊富町字上サロベツ4823番2、6722番23（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 3 埋立地の区分 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道環境生活部環境局循環型社会推進課及び北海道宗谷総合振興局保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第479号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、余市土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があった。

平成25年7月16日

北海道知事 高橋 はるみ

退任年月日 理事・監事の別 氏 名 住 所
平成25. 5.12 理 事 三 浦 敏 幸 余市郡仁木町北町6丁目8番地8

北海道告示第480号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成25年7月4日、当別土地改良区の定款の変更を認可した。

平成25年7月16日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第481号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成25年7月16日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 空知郡南富良野町字北落合2の1・16の1・17の1・18の1・60の1・122の1・128の25・145の3・324・482の1・483・509の1・511・524の1・525の5・572の1・572の9・772の2（以上18筆について次の図に示す部分に限る。）、7、14、15、16の17、16の18、97の7、114の1、114の2、128の2、128の11、131の1、135から139まで、141、143の1、464の1、465の1、466の1、467の1、

473の9、572の4、572の5、572の12、572の13、574の2、580の2から580の4まで、581の1、585、589の1、589の12、589の14、589の15、602の1、602の3、602の4、639の1、644の2、665の1

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び南富良野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第482号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成25年7月16日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 解除予定保安林の所在場所 旭川市春光台4条10丁目5755の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 解除の理由 道路用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所 旭川市春光台4条10丁目5755の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道上川総合振興局産業振興部林務課及び旭川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第483号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成25年7月16日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林 奥尻郡奥尻町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び奥尻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第484号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道十勝総合振興局帯広建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成25年7月16日

北海道知事 高橋 はるみ

1	道路の種類	道道			
2	路線名	尾田豊頃停車場線			
3	道路の区域				
区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
河西郡更別村字上更別南15線83番14地先から同郡更別村字上更別南15線85番1地先まで		前	24.04mから25.28mまで	154.42m	—
		後	24.04mから25.28mまで	154.42m	—
		後	16.33mから25.28mまで	164.56m	—

総合振興局告示及び振興局告示

北海道空知総合振興局告示第19号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年7月16日

北海道空知総合振興局長 山根 康德

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
- ア ロータリ除雪車（2.6m／3,400 t級） 1台
- イ ロータリ除雪車（1.3m／700 t級） 1台
（交換契約によりロータリ除雪車1台（130P S）を契約の相手方に供し、ロータリ除雪車1台を当該契約の相手方から調達する。）
- ウ 除雪トラック（10 t級6×6専用型（1台）及び7 tタンク4×4（1台）） 2台
（交換契約により除雪トラック2台（10 t級（1台）及び7 tタンク（1台））を契約の相手方に供し、除雪トラック2台を当該契約の相手方から調達する。）
- アからウまでについては、それぞれの入札とする。
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 平成26年3月31日
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達物品に係る技術及び設備を有していることを証明した者であること。
- (5) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る相当数の納入（製造）実績等があることを証明した者であること。
- (6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 納入地区において、当該調達物品を納入後、10年間以上の部品の供給が可能であること及び速やかに部品調達ができることを証明した者であること。
- (8) この入札に参加を希望する者が、商法（明治32年法律第48号）第27条又は会社法（平成17年法律第86号）第16条の代理商の場合は、代理商契約を証明する書類を添付した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(8)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成25年7月16日（火）から同年8月13日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目
北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区南11条西16丁目 北海道空知総合振興局札幌建設管理部3階第1会議室（送付による場合は、郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課）

(2) 入札日時 平成25年8月29日（木）午前11時（送付による場合は、必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、電子メールによる交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス：satsudoboku.somu1@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)から(8)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課
(2) 所在地 郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目
電話番号 011-561-0384

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a Rotary Snow Remover (length 2.6 meters / 3,400 tons class) Quantity 1

b Rotary Snow Remover (length 1.3 meters / 700 tons class) Quantity 1

c Snow Removing Truck (10 tons class, 6×6 / 7 tons class, 4×4, road sprinkler) Quantity 2

B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., August 29, 2013

C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration Sapporo Department of Public Works Management, Sorachi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Minami 11-jo Nishi 16-chome, Chuo-ku, Sapporo 064-0811 Japan
Phone : 011-561-0384

北海道釧路総合振興局告示第6号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年7月16日

北海道釧路総合振興局長 土 栄 正 人

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア ロータリ除雪車（1.3m/700t級）1台

（交換契約によりロータリ除雪車1台（80P S級）を契約の相手方に供し、ロータ

り除雪車1台を当該契約の相手方から調達する。)

イ 除雪トラック(10t級6×6専用型)

(ア) その1(ワンウェイプラウ付ほか) 1台

(イ) その2(アングリングプラウ付ほか) 1台

(交換契約により除雪トラック2台(10t級6×6専用型)を契約の相手方に供し、除雪トラック2台(ア)及び(イ)を当該契約の相手方から調達する。)

ア及びイについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 平成26年3月31日

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達物品に係る技術及び設備を有していることを証明した者であること。

(5) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る相当数の納入(製造)実績等があることを証明した者であること。

(6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(7) 納入地区において、当該調達物品を納入後10年間以上の部品の供給が可能であること及び速やかに部品調達ができることを証明した者であること。

(8) この入札に参加を希望する者が、商法(明治32年法律第48号)第27条又は会社法(平成17年法律第86号)第16条の代理商の場合は、代理商契約を証明する書類を添付した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(8)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成25年7月17日(水)から同年8月16日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 085-0006 釧路市双葉町6番10号

北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 釧路市双葉町6番10号 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部3階大会議室(送付による場合は、郵便番号 085-0006 釧路市双葉町6番10号 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課)

(2) 入札日時 平成25年8月26日 午後1時30分(送付による場合は、同月23日午後5時30分までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量500グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、釧路建設管理部ホームページ(<http://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/kk/kkk/index.htm>)においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)から(8)まで及び(11)から(13)までによるほか、次

による。契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課
(2) 所 在 地 郵便番号 085-0006 釧路市双葉町6番10号
電話番号 0154-23-6114

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured :
a 1 (one) rotary snow removing vehicles (1.3 meter long, 700-ton class)
b Snow-removal trucks (10-ton class [6 × 6]), falling into :
(a) 1 (one) truck with one-way plow
(b) 1 (one) truck with angling plow
B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., August 26, 2013
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 30 P.M., August 23, 2013)
C Bidding place and contact : Constructional Administration Division, Office of
Constructional Administration, Kushiro Department of Public Works Management,
Kushiro General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government
Address : Futaba-cho 10-6, Kushiro, Hokkaido 085-0006 Japan
Phone : 0154-23-6114

北海道釧路総合振興局告示第7号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成25年7月16日

北海道釧路総合振興局長 土 栄 正 人

- 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
パーソナルコンピュータ等の賃貸借（北海道土木設計積算電算システム端末機器） 46
台
2 落札を決定した日
平成25年5月10日
3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 有限会社オーエーシステムジンベイ
(2) 住 所 釧路郡釧路町遠矢南1丁目11番地
4 落札金額
122,000円
5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
6 一般競争入札の公告
平成25年3月29日付け北海道釧路総合振興局告示第2号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課
(2) 所在地 釧路市双葉町6番10号

北海道釧路総合振興局告示第8号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成25年7月16日

北海道釧路総合振興局長 土 栄 正 人

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
(1) ロータリ除雪車（2.2m/2,300t級） 2台
（ロータリ除雪車2台（200P S級及び300P S級各1台）と交換）
(2) 除雪トラック（10t級6×6専用型）
ア その1（アングリングプラウ付ほか） 1台
イ その2（ワンウェイプラウ付ほか） 1台
（除雪トラック2台（10t級6×6専用型）と交換）
2 落札を決定した日
平成25年7月4日
3 落札者の氏名及び住所
(1)ア 氏 名 ナラサキ産業株式会社
イ 住 所 札幌市中央区北1条西7丁目1番地
(2)ア 氏 名 UDトラックス道東株式会社
イ 住 所 帯広市西21条北1丁目3番12号
4 落札金額
(1) 63,861,000円
(2) 81,931,500円
5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
6 一般競争入札の公告
平成25年5月24日付け北海道釧路総合振興局告示第4号
7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課
(2) 所在地 釧路市双葉町6番10号

道 公 安 委 員 会 規 則

北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年7月16日

北海道公安委員会委員長 横内 龍三

北海道公安委員会規則第7号

北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則
北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則（昭和32年北海道公安委員会規則第3号）
の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表

組織別	区分	警察官				警察官以外の職員	合計	
		警視	警部	警部補及び 巡査部長	巡査			計
北海道警察本部		171	247	1,200	468	2,086	552	2,638
札幌市警察部		(2)	(2)	(3)		(7)	(4)	(11)
北海道警察学校		12	14	45	270	341	29	370
札幌方面警察署		106	214	2,311	1,561	4,192	242	4,434
計		289	475	3,556	2,299	6,619	823	7,442
函館方面	本部	23	36	154	37	250	61	311
	警察署	20	42	394	204	660	44	704
	計	43	78	548	241	910	105	1,015
旭川方面	本部	23	38	165	52	278	66	344
	警察署	26	60	594	274	954	70	1,024
	計	49	98	759	326	1,232	136	1,368
釧路方面	本部	27	39	177	45	288	67	355
	警察署	22	51	529	289	891	60	951
	計	49	90	706	334	1,179	127	1,306
北見方面	本部	18	32	96	23	169	49	218
	警察署	15	29	258	117	419	31	450
	計	33	61	354	140	588	80	668
合計		463	802	5,923	3,340	10,528	1,271	11,799

注1 警察教養施設において、新任者として訓練中の者の定員は、北海道警察学校に含める。

2 札幌市警察部の定員は、兼任制のため内数による再掲である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第251号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年7月16日

北海道警察本部長 園田 一 裕

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 警察官（男性）用冬服上衣 1,443着

イ 警察官（男性）用冬服ズボン 2,169本

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期日 平成25年11月22日

(4) 納入場所 契約担当者等が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察の職員の立会いの下に、中間検査に応じられること。

(5) 当該調達物品の製造に必要な生地の手配を受けられること。

(6) 当該調達物品を製造する工場を確保できること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(6)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成25年7月16日から同年8月12日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道警察本部総務部会計課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
(送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課)
- (2) 入札日時 平成25年8月29日 午後1時30分 (送付による場合は、同月28日までに必着)
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量100グラムに見合う郵便料に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、北海道警察のホームページ (<http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>) からダウンロードすることができる。(仕様書を除く。)
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。
- 9 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 10 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011-251-0110 内線 2239

11 Summary

- A Nature and quantity of products to be procured :
- a Male police officer's winter clothes jackets, 1,443 pieces
- b Male police officer's winter trousers, 2,169 pieces
- B Bid tendering time and date : 1 : 30 P.M., August 29, 2013
(If mailed, bids must arrive no later than August 28, 2013)
- C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-Ku, Sapporo 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Ext. 2239

北海道警察本部告示第252号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年7月16日

北海道警察本部長 園田 一 裕

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
- ア 警察官(男性)用防寒服(I種)上衣 677着
- イ 警察官(男性)用防寒服(I種)ズボン 963本
- ウ 警察官(女性)用防寒服(I種)上衣 106着
- エ 警察官(女性)用防寒服(I種)ズボン 119本
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納入期日 平成25年11月22日
- (4) 納入場所 契約担当者等が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察の職員の立会いの下に、中間検査に応じられること。

(5) 当該調達物品の製造に必要な生地 の供給を受けられること。

(6) 当該調達物品を製造する工場を確保できること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(6)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成25年7月16日から同年8月12日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
（送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課）

(2) 入札日時 平成25年8月29日 午後1時40分（送付による場合は、同月28日までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道警察のホームページ（<http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）からダウンロードすることができる。（仕様書を除く。）

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次に

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道警察本部総務部会計課

(2) 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011-251-0110 内線 2239

11 Summary

A Nature and quantity of products to be procured :

a Male police officer's heavy winter clothes, 677 pieces

b Male police officer's heavy winter trousers, 963 pieces

c Female police officer's heavy winter clothes, 106 pieces

d Female police officer's heavy winter trousers, 119 pieces

B Bid tendering time and date : 1 : 40 P.M., August 29, 2013

(If mailed, bids must arrive no later than August 28, 2013)

C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police

Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-Ku, Sapporo 060-8520 Japan

Phone : 011-251-0110 Ext. 2239